福井県	大野市下若生子二五字水谷一の三六	近畿地方整備局九頭竜川ダム統合管理事務所真名川ダム管理支所
	大野市長野三三字長平四の一	近畿地方整備局九頭竜川ダム統合管理事務所九頭竜ダム管理支所
山梨県	南アルプス市芦安芦倉七七〇	山梨森林管理事務所野呂川第一治山事業所
	南アルプス市芦安芦倉七七〇	山梨森林管理事務所野呂川第二治山事業所
	南アルプス市芦安芦倉五一六	関東地方環境事務所南アルプス自然保護官事務所
	甲州市大和町初鹿野字日川原一六五五の三	関東地方整備局甲府河川国道事務所大和国道出張所
長野県	飯田市上村八五八の一〇	南信森林管理署上村森林事務所
	上伊那郡中川村大草六八八四の一九	中部地方整備局天竜川ダム統合管理事務所
	木曽郡南木曽町読書一九一二の一	木曽森林管理署南木曽支署柿其森林事務所
	木曽郡南木曽町吾妻三三九八の三	木曽森林管理署南木曽支署蘭森林事務所
岐阜県	中津川市神坂二九四の一二	東濃森林管理署神坂森林事務所
	恵那市岩村町富田七二六の一	東濃森林管理署岩村森林事務所
	恵那市岩村町富田七二六の一	東濃森林管理署上矢作治山事業所
	下呂市小坂町大島一六四三の二	岐阜森林管理署
	下呂市小坂町大島一六四三の二	岐阜森林管理署小坂森林事務所
	下呂市小坂町湯屋四	岐阜森林管理署濁河森林事務所
	下呂市小坂町湯屋四	岐阜森林管理署大洞森林事務所
	下呂市萩原町上村八四二の二	岐阜森林管理署馬瀬萩原森林事務所
京都府	京都市左京区大原勝林院町六一一の一	月輪陵墓監区事務所大原部
鳥取県	西伯郡大山町大山官有地	鳥取森林管理署大山治山事業所
島根県	飯石郡飯南町角井一八九一の二〇	中国地方整備局出雲河川事務所志津見ダム管理支所
岡山県	苫田郡鏡野町上齋原五一四の一	上齋原原子力規制事務所
広島県	庄原市高野町新市一〇七八	広島北部森林管理署新市森林事務所

附　則

（施行期日）

1　この内閣官房令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（改正法附則第十六条第五項又は第六項の規定による寒冷地手当に関する経過措置）

2　この項から附則第四項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　一般職給与法　一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）をいう。

二　改正法　一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百五号）をいう。

三　旧寒冷地等在勤等職員　改正法附則第十六条第一項第一号に規定する旧寒冷地等在勤等職員をいう。

四　新寒冷地等在勤等職員　改正法附則第十六条第一項第二号に規定する新寒冷地等在勤等職員をいう。

五　特定旧寒冷地等在勤等職員　改正法附則第十六条第一項第三号に規定する特定旧寒冷地等在勤等職員をいう。

六　一部施行日　改正法第三条の規定の施行の日をいう。

七　基準日　国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第一条に規定する基準日（その属する月が平成三十年三月までのものに限る。）をいう。

3　基準日において特定旧寒冷地等在勤等職員である者のうち、一部施行日の前日において旧寒冷地等在勤等職員であった者であって、一部施行日から当該基準日の前日までの間、引き続き旧寒冷地等在勤等職員又は新寒冷地等在勤等職員であったもの（改正法附則第十六条第二項から第四項までの規定により寒冷地手当を支給される者を除く。）に対しては、その旧寒冷地等在勤等職員又は新寒冷地等在勤等職員であった期間を特定旧寒冷地等在勤等職員として勤務していたものとみなして、同条第二項から第四項までの規定を適用したとしたならば算出される額の寒冷地手当を支給する。

4　人事交流等により検察官であった者又は一般職給与法第十一条の七第三項に規定する行政執行法人職員等であった者から一部施行日以降に引き続き一般職給与法の俸給表の適用を受ける職員（以下「俸給表適用職員」という。）となり、特定旧寒冷地等在勤等職員となった場合（一部施行日の前日において独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）第三条の規定による改正前の一般職給与法第十一条の七第三項に規定する特定独立行政法人職員等であった者が、一部施行日に引き続き俸給表適用職員となり、特定旧寒冷地等在勤等職員となった場合を含む。）において、基準日において当該職員である者に対しては、一部施行日の前日から当該基準日の前日までの間におけるその俸給表適用職員でなかった期間を俸給表適用職員として勤務していたものとみなして、改正法附則第十六条第二項から第四項まで又は前項の規定を適用したとしたならば寒冷地手当を支給されることとなるときは、これらの規定を適用して算出される額の寒冷地手当を支給する。

告示

○法務省告示第二十二号

沖縄県宮古郡多良間村役場保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十七年二月十三日までに、同村長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、多良間村役場又は那覇地方法務局宮古島支局に照会すること。

平成二十七年一月十三日

法務大臣　上川　陽子

沖縄県宮古郡多良間村字塩川二百七十四番地

美里　春壽

○法務省告示第二十三号

沖縄県宮古郡多良間村役場保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十七年二月十三日までに、同村長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、多良間村役場又は那覇地方法務局宮古島支局に照会すること。

平成二十七年一月十三日

法務大臣　上川　陽子

沖縄県宮古郡多良間村字塩川九十五番地内第二号

亀山　助八

○法務省告示第二十四号

東京都稲城市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十七年二月十三日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。